



埼玉県マスコット
「コバトン」

産業廃棄物処理業者の方へ 平成23年4月1日から許可制度が大きく変わります

1. 産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を除く。)許可の合理化

対象: 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物収集運搬業者(積替え保管を除く。)

埼玉県の許可でさいたま市・川越市を含む県内全域で業が可能になります。

県内全域で業を行うための必要な許可

埼玉県、さいたま市、川越市の **3** つの許可

改正後

埼玉県の **1** つの許可

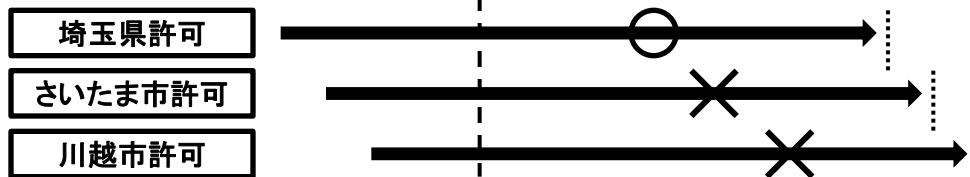
現在、許可をお持ちの方は下記のようにになります。

① 埼玉県、さいたま市(あるいは川越市)の許可を取得している場合

H23.4.1より前の許可状況

H23.4.1

有効期限



→さいたま市、川越市の許可はH23.4.1で失効し、県の許可のみで県内全域で運搬が可能。

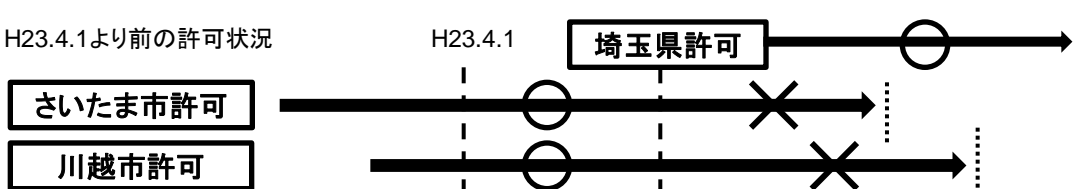
◎ 県の許可より市の許可範囲(品目)が広い場合

→ 市の許可は、その許可期限まで有効です。(ただし当該市内に限る。)
市の許可期限までに、県の変更許可を取得する必要があります(※)。

② さいたま市及び川越市の許可を取得し、県の許可を取得していない場合

H23.4.1より前の許可状況

H23.4.1



→市の許可はそれぞれの許可期限まで有効です。

市の許可期限後も業を継続して行いたい場合、その期限までに県の新規許可を取得する必要があります(※)。

なお、県の許可取得と同時に市の許可が失効します。

※ 県への申請は、市の許可期限の約2ヶ月前までにしてください。(要事前予約)

2. 優良な産業廃棄物処理業者の認定制度

対象：産業廃棄物処理業全業種

能力や実績で一定要件を満たせば、許可の更新期間が延長されます。

許可の更新期間は **5** 年

改正後

以下の要件を満たせば許可の更新期間は **7** 年に延長

- 要件① 5年以上産業廃棄物処理業の実績を有すること。
- 要件② 過去5年間改善命令等の不利益処分を受けていないこと。
- 要件③ 環境配慮の取組がISO14001等の認証制度により認められていること。
- 要件④ 会社情報、事業計画、処理状況等を申請直前までの半年間、インターネットで情報公開していること。
- 要件⑤ 電子マニフェストが利用可能であること。
- 要件⑥ 財務体質の健全性に係る基準を満たしていること。

3. マニフェスト制度の強化

対象：産業廃棄物処理業全業種

マニフェストの交付を受けずに産業廃棄物の引き渡しを受けたときの罰則規定が創設されます。

罰則：6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金

※ 産業廃棄物の引き渡しを受けるときは必ずマニフェストの交付を受けてください。

お問い合わせ先

※ 4月前後は電話が混み合うことが予想されますので御了承ください。
県産業廃棄物指導課のホームページをあわせて御参照ください。

埼玉県 産業廃棄物指導課

検索



	埼玉県 産業廃棄物指導課	さいたま市 産業廃棄物指導課	川越市 産業廃棄物指導課
合理化 について	収集運搬業担当 048-830-3026	審査係 048-827-8511(※)	審査担当 049-224-5421
優良認定制度 について	<p>〔 収集運搬業(積替え保管を含む) 又は中間処分業の方 〕</p> <p>許可申請をした環境管理事務所の廃棄物・残土対策担当 (秩父環境は生活環境担当)</p> <p>又は 審査担当 048-830-3133</p> <p>〔 収集運搬業(積替え保管を除く) の方 〕</p> <p>収集運搬業担当 048-830-3026</p>	<p>同上</p> <p>※ H23. 3. 22以降は 下記番号になります。 審査係 048-829-1608 指導係 048-829-1607</p>	<p>同上</p>
マニフェスト について	監視・指導担当 048-830-3135	指導係 048-827-8508(※)	指導担当 049-224-5417